



県章

# 山形県公報

平成30年3月6日(火)

第2924号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……181
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) ……184
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……185

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 同……………(同) ……186
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……187

## 告 示

### 山形県告示第163号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、平成30年2月22日次のとおり通知があった。

平成30年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

#### 2 期 間

平成30年3月14日以降事件解決の日まで

#### 3 場 所

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

医療生活協同組合やまがた

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

医療生活協同組合やまがた

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

医療生活協同組合やまがた

住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき

同

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院附属クリニック

鶴岡市文園町11番3号

医療生活協同組合やまがた

メディカルフィットネスVIVID

同

医療生活協同組合やまがた

協立歯科クリニック

同 日枝字海老島159番地1

医療生活協同組合やまがた

訪問看護ステーションきずな	同	
医療生活協同組合やまがた		
ひとみ保育園	同	
医療生活協同組合やまがた		
協立ケアプランセンターふたば	同	双葉町13番45号
医療生活協同組合やまがた		
包括支援センターわかば	同	
医療生活協同組合やまがた		
協立ショートステイセンターふたば	同	日枝字海老島64番地
医療生活協同組合やまがた		
介護療養型老人保健施設せせらぎ	同	文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた		
小規模多機能型住宅介護事業かがやき		東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8
医療生活協同組合やまがた		
サポートセンターあさひ		鶴岡市熊出字日鐘31番地3
医療生活協同組合やまがた		
グループホーム和楽居	同	日枝字海老島63番地5
医療生活協同組合やまがた		
しろにし診療所		山形市城西町四丁目27番25号
医療生活協同組合やまがた		
居宅介護支援事業所虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
住宅型有料老人ホーム協同の家虹	同	北町三丁目1番37号
医療生活協同組合やまがた		
デイサービス虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
ヘルパーステーション虹	同	
医療生活協同組合やまがた		
本部		鶴岡市双葉町13番45号
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし(介護老人保健施設)	同	民田字代家田100番地1
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし(通所リハビリテーション)	同	
社会福祉法人山形虹の会		
介護老人保健施設かけはし(居宅介護支援)	同	
社会福祉法人山形虹の会		
グループホームかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会		
山形虹の会訪問入浴サービス	同	
社会福祉法人山形虹の会		
ショートステイかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会		
特別養護老人ホームかけはし	同	99番地1
社会福祉法人山形虹の会		
ショートステイかけはし2号館	同	
医療法人健友会		
有料老人ホームてんまの家		酒田市中町三丁目2番21号
医療法人健友会		
訪問看護ステーションかがやき	同	3番18号
医療法人健友会		

認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同	
医療法人健友会		
介護予防特化型通所介護あゆみ	同	
医療法人健友会		
のぞみ診療所	同	4番12号
医療法人健友会		
本間病院	同	5番23号
医療法人健友会		
本間病院居宅介護支援事業所	同	
医療法人健友会		
介護老人保健施設ひだまり	同	
医療法人健友会		
酒田市地域包括支援センターなかまち	同	
酒田健康生活協同組合		
健生ふれあいクリニック	同	泉町1番16号
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
日本海総合病院酒田医療センター	同	千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会		
山形済生病院		山形市沖町79番地1
医療法人社団小白川至誠堂病院		
小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号
医療法人社団松柏会		
至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
医療法人社団松柏会		
至誠堂訪問サービスセンターコスモス	同	旅籠町一丁目7番23号
医療法人社団松柏会		
至誠堂ホームヘルパーステーション	同	
医療法人社団松柏会		
至誠堂ケアプランセンターみらい	同	
医療法人社団松柏会		
わかばクリニック	同	
医療法人社団松柏会		
地域包括支援センターかがやき	同	
医療法人社団松柏会		
介護療養型老人保健施設木の実	同	
医療法人社団松柏会		
サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち	同	
医療法人社団松柏会		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24	同	
医療法人社団松柏会		
至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番地5
医療法人社団松柏会		
至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3030番地1
医療法人篠田好生会		
篠田総合病院		山形市桜町2番68号
医療法人篠田好生会		
千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会		

天童温泉篠田病院  
社会医療法人二本松会

天童市鎌田一丁目7番1号

山形さくら町病院  
社会医療法人二本松会

山形市桜町2番75号

かみのやま病院  
社会医療法人二本松会

上山市金谷字下河原1370番地

介護老人保健施設かなやの里

同

#### 4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

#### 山形県告示第164号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成30年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
農村地域防災減災事業（河川応急対策）	米沢平野地区	平成30年1月25日

#### 山形県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成30年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 112号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市田麦俣字蟻腰116番4から 同 116番1まで	旧	7.6メートル } 6.8	38メートル
同 上	新	16.7メートル } 6.8	同上

#### 山形県告示第166号

次の開発行為は、完了した。

平成30年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成29年11月17日 指令村総建第228号
- 開発工区に含まれる地域の名称  
北村山郡大石田町大字大石田字古楯甲587番2、甲595番1、乙506番1、甲574番、甲574番2、甲575番、甲576番2、甲577番、甲598番2、乙504番、甲574番1、甲576番1、甲582番、甲574番7、甲580番、甲584番、甲585番、甲586番、甲781番3、甲585番1
- 開発許可を受けた者の住所及び名称  
北村山郡大石田町大字大石田甲574番地 社会福祉法人敬天会

山形県告示第167号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

様式第10号、様式第10号の3、様式第11号、様式第13号及び様式第13号の3から様式第14号の2までの規定中

小規模企業者等設備導入資金
土地取得事業
農業改良資金（貸付）
農業改良資金（業務）
沿岸漁業改善資金（貸付）
沿岸漁業改善資金（業務）
林業改善資金（貸付）
林業改善資金（業務）
流域下水道事業
港湾整備事業

を

国民健康保険
小規模企業者等設備導入資金
土地取得事業
農業改良資金（貸付）
農業改良資金（業務）
沿岸漁業改善資金（貸付）
沿岸漁業改善資金（業務）
林業改善資金（貸付）
林業改善資金（業務）
流域下水道事業
港湾整備事業

に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において平成30年7月6日まで縦覧に供する。

平成30年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェイ・マルエー鶴岡店  
鶴岡市大字文下字広野34番1号外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
ヤマダ電機テックランド山形鶴岡店	鶴岡市大字文下字広野34番1号外

(変更後)

名 称	所 在 地
ジェイ・マルエー鶴岡店	鶴岡市大字文下字広野34番1号外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	山 田 昇

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	山 田 昇

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11	山 田 昇

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社マルエーうちや	秋田県秋田市泉北二丁目4番23号	海 風 正 一

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)及び(3)に掲げる事項 平成30年2月1日

(2) 2の(2)に掲げる事項 平成20年7月1日

## 4 届出年月日

平成30年2月1日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年7月6日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において平成30年7月6日まで縦覧に供する。

平成30年3月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェイ・マルエー鶴岡店

鶴岡市大字文下字広野34番1号外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号

代表取締役 山田昇

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ヤマダ電機	午前10時	午後9時

（変更後）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社マルエーうちや	午前9時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前）午前9時45分から午後9時15分まで  
（変更後）午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
（変更前）午前9時から午後9時まで  
（変更後）午前6時から午後6時まで

4 変更年月日

平成30年2月6日

5 届出年月日

平成30年2月5日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年7月6日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成30年1月及び同年2月に実施した平成29年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成30年3月6日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関37箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
工 業 技 術 セ ン タ ー	平成30年1月18日	伊藤委員	武田委員
高 度 技 術 研 究 開 発 セ ン タ ー	平成30年1月18日	伊藤委員	武田委員

産業技術短期大学校	平成30年1月18日	伊藤委員	武田委員
山形職業能力開発専門学校	平成30年1月18日	伊藤委員	武田委員
農業総合研究センター	平成30年1月18日	伊藤委員	武田委員
衛生研究所	平成30年1月18日	鈴木委員	加藤委員
精神保健福祉センター	平成30年1月18日	鈴木委員	加藤委員
山形東高等学校	平成30年1月18日	鈴木委員	加藤委員
霞城学園高等学校	平成30年1月18日	鈴木委員	加藤委員
山形警察署	平成30年1月18日	鈴木委員	加藤委員
置賜教育事務所	平成30年1月19日	伊藤委員	武田委員
置賜農業高等学校	平成30年1月19日	伊藤委員	武田委員
荒砥高等学校	平成30年1月19日	伊藤委員	武田委員
米沢警察署	平成30年1月19日	伊藤委員	武田委員
米沢工業高等学校	平成30年1月19日	鈴木委員	加藤委員
米沢商業高等学校	平成30年1月19日	鈴木委員	加藤委員
南陽高等学校	平成30年1月19日	鈴木委員	加藤委員
南陽警察署	平成30年1月19日	鈴木委員	加藤委員
朝日学園	平成30年2月8日	伊藤委員	武田委員
森林研究研修センター	平成30年2月8日	伊藤委員	武田委員
朝日少年自然の家	平成30年2月8日	伊藤委員	武田委員
村山教育事務所	平成30年2月8日	伊藤委員	武田委員
左沢高等学校	平成30年2月8日	伊藤委員	武田委員
職員育成センター	平成30年2月8日	鈴木委員	加藤委員
こども医療療育センター	平成30年2月8日	鈴木委員	加藤委員
山形盲学校	平成30年2月8日	鈴木委員	加藤委員



上山高等養護学校	平成30年2月8日	鈴木委員	加藤委員
上山警察署	平成30年2月8日	鈴木委員	加藤委員
環境科学研究センター	平成30年2月9日	伊藤委員	武田委員
内陸食肉衛生検査所	平成30年2月9日	伊藤委員	武田委員
山形空港事務所	平成30年2月9日	伊藤委員	武田委員
東桜学館中学校	平成30年2月9日	伊藤委員	武田委員
東桜学館高等学校	平成30年2月9日	伊藤委員	武田委員
福祉相談センター	平成30年2月9日	鈴木委員	加藤委員
山形南高等学校	平成30年2月9日	鈴木委員	加藤委員
山形中央高等学校	平成30年2月9日	鈴木委員	加藤委員
山形養護学校	平成30年2月9日	鈴木委員	加藤委員

## 第2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## イ 高度技術研究開発センター

(イ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

調定額及び収入額を誤ったもの 2件 合計 210,467円

主な事例は以下のとおり

土地建物使用料 庁舎管理費 平成29年度分

既調定額 2,088,462円

正調定額 2,308,674円

要調定額 220,212円

## ロ 産業技術短期大学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

資金前渡の精算が、正当な理由もなく支払を完了した日から3箇月を超えて遅延しているもの 1件

公共料金口座

資金前渡額 300,000円

支払完了日 平成29年4月17日

精算日 平成29年12月5日

## ハ 村山教育事務所

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

ファイルボックスの購入

検査日 平成28年10月14日

請求書受理日 平成29年3月13日  
支払日 平成29年3月27日  
支払額 4,094円

## (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

## イ 事務事業

(イ) 予算の執行管理の不備により、一時的に団体徴収金口座から流用して旅費の戻入を行い、他の旅費を支給したものがあつた。(左沢高等学校)

## ロ 収入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがあつた。(産業技術短期大学)

## ハ 支出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがあつた。(上山高等養護学校)

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがあつた。(東桜学館高等学校)

(ハ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あつた。(村山教育事務所、左沢高等学校)

(ニ) 支払先を誤って支払したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかつたものがあつた。(衛生研究所)

(ホ) 同一債権者に重複して支払をし、返納させているものがあつた。(置賜教育事務所)